

本号のニュースレターでは、①令和4年度の苦情・要望、②公園の利用（雪入れマナー）、③冬みちパネル展、④札幌市の雪対策支援制度の4点をお知らせします

# 冬みち通信

令和5年度  
第2号

【発行元】  
札幌市東区土木センター内  
除雪連絡協議会事務局  
札幌市東区北33条東18丁目1-6  
TEL 011-781-3521  
FAX 011-784-6418

## SAPPORO

記事タイトル

- 4 札幌市の雪対策支援制度をどう活用ください
- 3 冬みちパネル展について
- 2 公園の利用（雪入れマナー）について
- 1 令和4年度の苦情・要望について

雪に関する情報は、東区ホームページでもご覧いただけます  
[http://www.city.sapporo.jp/higashi/annai/g\\_doboku.html](http://www.city.sapporo.jp/higashi/annai/g_doboku.html)

## 令和4年度の苦情・要望について（東区版）

令和4年度の苦情・要望件数は、令和3年度に比べて、約8千件減少の3,975件となっております（令和3年度12,531件）。令和3年度は大雪の影響があり、「車道のワダチ・不陸等（ザクザク路面）」の問い合わせが半分近くを占めておりましたが、令和4年度は「玄関、車庫前に雪を置いていく」という問い合わせが最も多かったです。

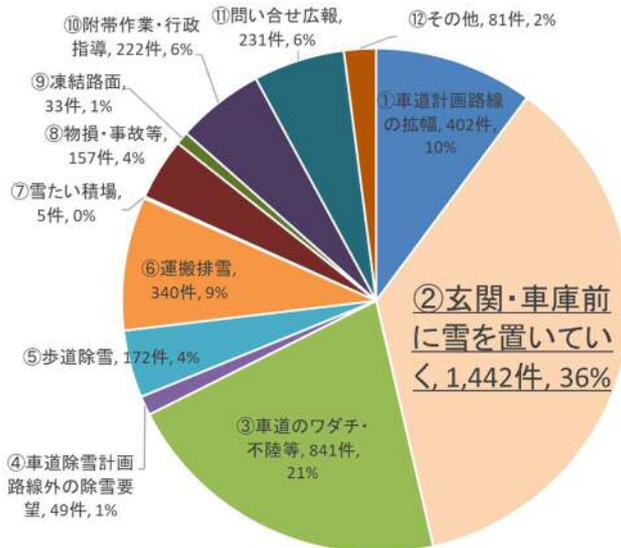


図 令和4年度の苦情・要望件数

多数のご意見ありがとうございます。今後も安心・安全な冬の道路環境の確保に努めていきます。



## 公園の利用（雪入れマナー）について

札幌市と各町内会で公園利用の覚書（約束）を交わしており、その中で、各町内会が公園施設の破損、環境悪化などを招くことがないように雪を搬入することとなっています。雪入れ前に遊具周りの養生・防護・明示をすることにより、公園施設や子供たちの笑顔が守られます。引き続きの対策・周知をお願いします。 ※公園への雪入れマナーがひどい場合は、雪入れ利用が禁止となります。 ※公園への重機での雪入れは禁止しております。



みんなが迷惑しています！！絶対にやめてください！！！！！！！！！！



## 冬みちパネル展について

札幌市の除排雪について、その現状や取組みを広くご紹介することを目的に、今年度もイオン札幌元町店にご協力をいただき、「冬みちパネル展」を開催します。

お気軽にお立ち寄りください。

期間：令和5年11月16日(木)～11月18日(土)

場所：イオン札幌元町店 1F 南側通路 特設会場 入場無料  
オリジナルグッズプレゼントあり(※数に限りがあります)

今年は、  
ラジコン重機の  
除雪体験もあるよ



## 札幌市の雪対策支援制度をご活用ください

札幌市では、雪対策に関する支援制度をご用意しておりますので、ぜひご活用ください。  
なお、制度の詳細については各問合せ先にご確認ください。

### 小型除雪機の貸出制度

地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機を無償で貸出します。

- 貸出件数：40件(応募多数の場合には抽選で決定)
- 貸出対象：町内会又は除雪ボランティアを行う団体  
「小型除雪機の購入補助制度」との併用不可
- 申込期間：令和5年10月2日(月)～31日(火)
- 問い合わせ：札幌市建設局雪対策室(☎211-2682)

### 小型除雪機の購入補助制度

地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入を補助します。

- 補助額：購入額の2分の1以内(上限50万円)
- 補助対象：町内会又は除雪ボランティアを行う団体  
「小型除雪機の貸出制度」との併用不可
- 申込期間：令和5年9月21日(木)より開始(先着順)
- 問い合わせ：札幌市建設局雪対策室(☎211-2682)

### 融雪施設設置資金の融資あっせん制度

間口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽(機)またはロードヒーティングを設置する場合に、融資限度額300万円、無利子で融資します。金融機関からの融資で無担保となるため、保証料がかかります。

- 申込期間：令和5年11月30日(木)まで
- 問い合わせ：札幌市建設局雪対策室(☎211-2682)

### 福祉除雪の利用

高齢者や障がい者など自力での除雪が困難な世帯に対し、家の間口と玄関までの通路部分を地域の地域協力員が除雪します。

- 申込期間：令和5年8月14日(月)～9月15日(金)
- 問い合わせ：東区社会福祉協議会(☎741-6440)  
東区役所保健福祉課(☎741-2459)

**地域協力員を募集しています。**ご近所のお仲間など複数の方で除雪いただくことも可能ですので、ご協力をお願いいたします(通年募集)。

### ボランティア除雪用具の貸出し

市民(町内会、学校、企業、NPOなどの団体)が地域で行うボランティア活動に使用する除雪用具を無償で貸出します。東区では昨年度、中学校7校、高校1校、6町内会、NPO1団体の14団体にご協力いただいております。今年度も引き続き実施団体を拡大していく予定ですので、是非、参加の方よろしくお願ひします。

- 貸出期間：貸出日から1年間(初回は翌年度5月末まで)
- 問い合わせ：東区土木部維持管理課(☎781-3521)

地域内の除雪協力が必要不可欠です。是非、制度を利用してみてください。また、ボランティアや地域協力隊の参加も待ってま～す。

